

平成三十年十二月十日発行  
皇學館論叢第五十一卷第六号 抜刷

大坂夏の陣後の落人探索について

渡  
邊  
大  
門

## 大坂夏の陣後の落人探索について

渡邊 大門

はじめに

慶長二十年（一六一五）五月に終結した大坂の陣については、一般書が比較的多く刊行されており、その概要や経緯については明らかにされている。<sup>①</sup>ところが、大坂の陣に関する研究論文は乏しい状況にあり、政治史や軍事史などの個別の課題については、さらに検討の余地がある。大坂の陣の個別研究は少ないが、関係する史料は翻刻されたものが多く、比較的恵まれていると考える。<sup>②</sup>大坂の陣のテーマは政治史や合戦史のほか多岐にわたると想定され、今後進展が期待される分野でもある。本稿では、大坂夏の陣後の落人探索を検討する。<sup>③</sup>

周知のとおり、大坂冬の陣では豊臣方に主要な大名が与することがなく、主力部隊は各地から集まった牢人たちだった。註（一）拙稿でも取り上げたが、牢人の面々は土佐の長宗我部盛親のような元大名、黒田長政の家臣・後藤又兵衛など、多士済々の面々が大坂城に集結した。しかし、圧倒的に多かったのは、名もなき牢人たちだった。彼ら

の多くは当座をしのごための生活費、あるいは戦後の仕官が目的だった。

徳川・豊臣の両者は大坂冬の陣後に和睦を結んだものの、慶長二十年三月から四月にかけてに両者の関係は破綻し、大坂夏の陣が勃発した。大坂夏の陣が勃発した原因はいくつか考えられるが、一つの要因としては註(1) 拙稿でも触れたとおり、豊臣方の牢人が大坂城に籠ったままで、一向に退城する気配がなかったことが挙げられる。徳川方は牢人が大坂城から退去しないことに対して、豊臣方に和睦の意思がないとみなしたのである。

そのような事情も相俟って、大坂夏の陣の徳川方の勝利後、徳川方による大規模な落人探索が行われた。豊臣方の主要な武将のうち、長宗我部盛親は戦場から逃亡していた。また、真田信繁、明石掃部などは戦死したにもかかわらず、逃亡して生き長らえたと考えられた節がある。当時は現代と異なり、戦死者を確実に当人であると判別することは、困難だったと考えられる。ゆえに、彼らが生存している可能性も考慮されると同時に、残る豊臣方の落人の探索を徹底することにより、幕府の威厳を保とうとしたと推測される。

本稿では、これまで特に取り上げられることがなかった、大坂夏の陣後の豊臣方の落人探索について検討することにした。

## 一 高野山における落人探索

大坂夏の陣が豊臣秀頼、淀殿の死をもって決着したのは、慶長二十年五月七日のことである。終戦後、城内外にいた豊臣方の家臣や牢人衆は各地に落ち延びていった。幕府が諸国の大名に命令して、大坂落人の捕縛を命じたことは、『駿府記』同年五月十二日条に次のとおり記されている。

大坂夏の陣後の落人探索について(渡邊)

〔史料1〕

今度、大坂落人国々逃散之間、可進速搦由、諸代官・守護人・地頭被仰遣、

詳細は後述するとおりで、大坂落人の捕縛に関しては神社にも伝達された。「国々逃散」とあるので、大坂落人は相当な範囲に逃亡したと想定されていたと考えられる。大坂落人を放置すれば、今後の禍根となりうるので、捕縛して何らかの措置を施すことは、幕府にとって必要な対策だった。

同年五月九日、徳川家康は早速、紀伊国高野山に落人探索の手を伸ばしている。家康が高野山の探索を命じたのは、寺社がアジールなので、大坂落人が逃げ込んだ可能性が高かったからだろう。加えて問題だったのは、真田信繁が九度山に長らく蟄居していたこともあり、当人が生きてまま高野山に逃げ込んだか、妻子が生き残って高野山に庇護された可能性を考慮したと考えられる。

その対象は大坂からの落人だけでなく、紀伊国一揆に与同した者も含まれていた。紀伊国一揆は、慶長十九年十二月に北山地方で浅野氏に対して蜂起したものの、翌年四月に日高郡、名草郡を中心に蜂起した二つの一揆を総称している。特に、後者は浅野氏を打倒すべく、豊臣方と連携して拳兵したといわれている<sup>④</sup>。浅野氏は大坂の陣に出陣する一方、一揆勢の抵抗にも苦しめられていた。

家康は高野山の文殊院応昌に対して、大坂落人らの預物の改めを要求した<sup>⑤</sup>。預物は<sup>⑥</sup>大坂つまり豊臣家の財産であり、それらを没収するということになろう。あるいは、大坂落人の預物も改めの対象になったと考えられる。応昌は早速家康の指示どおりにし、紀伊国一揆の首謀者五名を捕縛し、幕府に差し出したという。家康はたいそう機嫌がよくなり、応昌を急いで高野山に帰山させた。この旨を受け、金地院崇伝は高野山惣中に対して、大坂落人らの捕縛と預物改めを命じた。もし方が一、大坂落人を隠し置くことがあった場合は、高野山全体の落度であると結ばれている。

大坂落人らが高野山を目指したのは、高野山が政治権力の介入を拒むアジールだったからだろう。<sup>(6)</sup>しかし、大坂落人らの目論見は、脆くも崩れ去ったといえる。

同年五月十三日、文殊院は使者の少弐を崇伝のもとに遣わし、預物の詮索を了解した旨を伝えた。<sup>(7)</sup>翌十四日、再び文殊院は使飛脚を崇伝のもとに遣わし、真田信繁の預物の件を報告した。信繁は大坂夏の陣で討ち死にしたが、生存説が流れていた。信繁が亡くなったのはたしかなことなので、この場合は信繁が高野山に預けた財産を没収したということになる。後述するとおり、信繁の妻は紀伊国伊都郡で捕縛された。家康が予想したとおり、大坂落人の預物は高野山に隠されていたのである。

同年五月十六日、崇伝は家康の意向を踏まえて、文殊院に書状を送った。<sup>(8)</sup>書状の内容は、大坂落人と預物の詮索を徹底して行うことである。預物は確保したうえで目録を作成し、公儀奉行に申請して点検を受けるという徹底ぶりだった。幕府は高野山に大坂落人が潜んでいると考え、自ら踏み込むのではなく、高野山に大坂落人や預物の詮索をさせている。幕府が直接踏み込まない理由は、高野山がアジールだったからであり、ゆえに自発的な探索を促したと考えられる。

高野山は崇伝に対して、次のとおり誓紙を送っていた。

〔史料2〕

為御上意被仰付候、就者卅六院之内急度穿鑿仕、書立以申上候、

- 一、大坂落人、一人も拘置不申候事、
- 一、大坂荷物、一円に預り不申事、
- 一、紀州一揆之者、一人も隠置不申事、

大坂夏の陣後の落人探索について（渡邊）

右之条々相背輩於御座候、重而御糾明可被仰付候、仍如件、

高野山

五月十九日

聖中印

金地院様

人々御中

全体は三カ条になっており、純粹な起請文の体裁はとっていないが（神仏に誓った起請文言がない）、高野山は大坂落人や紀州一揆に関わりのある者（大坂落人）を匿わないこと、大坂の荷物を預からないことを誓約している。荷物とは預物のことで、豊臣家（あるいは大坂落人）が高野山に預けた財産になろう。豊臣家の預物は没収の対象となり、徳川家に従った者の恩賞などに充てられたと考えられる。

『駿府記』慶長二十年五月二十四日条によると、家康は後藤庄三郎に豊臣方の金銀の改めを申し付けた。結果、後藤氏は、豊臣方から金二万八千六十枚、銀二万四千枚を没収したと記録されている（『駿府記』慶長二十年六月二日条など）。いかに豊臣家が衰退していたとはいえ、莫大な財力を誇っていたことがわかる。

同様に大和も有力寺院が多かったため、大坂落人の探索が命じられた。同年閏六月十四日、法隆寺などは幕府に対し、預物の出入りについて私曲がない旨の起請文を提出している。出入りとは金銭の勘定の意であるから、法隆寺などがごまかさないように起請文を提出させたのだろう。また、幕府は高力高房に命じ、松倉重政、桑山元晴・貞晴らを送って、大和で大坂落人の探索を命じている。<sup>11)</sup>

ここで捕縛されたのは、紀伊国で一揆を扇動した堀内氏弘だった。<sup>12)</sup> 落人詮索の効果があつたのである。本来、氏弘は処刑になるほどの大罪を犯していたが、弟の氏久には大坂城落城時に豊臣秀頼の妻・千姫を救出した功があつた。

結果、氏久の功が考慮され、氏弘は死罪を免れたといわれている。

同年五月十七日、高野山文殊院から崇伝のもとに書状が送られた。<sup>13)</sup> 内容は伊東丹後(長次)と子息の長昌が高野山に潜んでいるとの情報であり、同じ情報は本多正純らのもとにももたらされた。同日、高野山宝性院、無量寿院からも飛脚が到来し、同じことが伝えられた。伊東長次は永祿三年(一五六〇)に尾張国岩倉で誕生し、はじめは織田信長に仕え、信長の没後は豊臣秀吉の配下となった。慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原合戦では徳川家康に従ったが、大坂の陣では豊臣方に与した。

伊東長次は、豊臣方の七手組の一人であった。七手組とは、秀吉が馬廻衆や近習衆などから選抜した七人の組頭であり、大坂の陣では豊臣家の譜代の家臣として参陣した。しかし、その実態については、不明な点が多い。結論から言うと、長次は家康と面会し、豊臣方に与したことを許された。『細川家記』所収の同年五月十八日細川忠興書状によると、長次の助命について記されている。<sup>14)</sup> ただ、長次が許された理由は、忠興の書状には明確に記されていない。その後、長次は備中国岡田(岡山県倉敷市)に居所を定められ、備中岡田藩の藩祖となった。

新井白石の『藩翰譜』によると、長次は大坂落城に城外に打って出たが、味方が散々に打ち負かされたため、豊臣秀頼の最期を見届けるべく、大坂城に戻ろうとした。ところが、城が燃えていたので、長次は諦めて高野山に逃れた。高野山で秀頼が自害したと聞き、長次も自害しようとしたが、家康と秀忠に許されたという。

『大坂御陣山口休庵咄』によると、長次はいったん小姓らとともに京都の妙心寺に逃れたとある。長次は妙心寺に潜んでいるところを徳川方の検使に見つかり、切腹せよと言われたが、家康と秀忠に許されたという。その理由は、関ヶ原合戦で石田三成が挙兵した際、家康が長次に一命を助けられたからだという。いずれにしても、長次が許された理由は二次史料にしか書かれておらず、詳細は不明である。

同年五月十九日、家康の命を受けた崇伝と正純は、文殊院、無量寿院、宝性院に書状を送った<sup>15</sup>。内容は長次父子が高野山に潜んでいることを報告されたことを受け、家康に伝えたところ、二人を赦免することと、高野山のどの宿坊に滞在しても構わないというものである。やはり、特に明確な赦免の理由は述べられていない。

その後も、高野山における大坂落人や預物の探索が執拗に継続された。同年五月二十二日、文殊院は預物のリストを提出しており、その丁数は九十一丁に上ったという<sup>16</sup>。実際に預物は、多数隠されていたのである。早速、そのリストは家康に披露された。それだけではなく、文殊院応昌は説明のため、早々に上洛を促されている。応昌が大坂に向いたのは、同年八月二十八日のことだった<sup>17</sup>。

それ以前の同年六月二十六日、高野山の衆徒は、大坂籠城衆の預物を隠し置かないという合意に基づき、預物が寺中にあつた場合は包み隠さず報告する旨を起請文の形式で誓約している<sup>18</sup>。伊東長次父子が発見されたことは一つの成果であり、まだ潜んでいる大坂落人や預物があると考え、幕府は執拗に高野山に探索を要求した。右の起請文は、それゆえに作成されたと考えられる。

紀州領内における大坂落人の探索の最大の成果は、同年五月二十日に伊都郡で真田信繁の妻を捕縛したことである<sup>19</sup>。慶長五年の関ヶ原合戦後、信繁は父の昌幸とともに、九度山で幽閉生活を送っていた。その間、浅野氏や本家の真田氏（兄の信之）のみならず、高野山からも生活上の支援を受けていた。それゆえ、探索の手が高野山に及んだのは言うまでもない。

『駿府記』慶長二十年五月二十日条によると、浅野氏の配下の者が信繁の妻を捕らえたとき、妻は黄金五十七枚と信繁が秀頼から与えられた「来国俊」の太刀を所持していたという。捕らえられた信繁の妻は、すぐに本多正純のもとに送られた<sup>20</sup>。同年五月二十四日、正純は浅野長晟に書状を送り、長晟が大野治長の家臣・北村善太夫を捕らえたこ



とを取り上げるとともに、家康が信繁の妻と侍三人を捕らえたことを称えたという旨を知らせている。家康が喜んだのは当然のことだった。ただし、信繁の妻のその後の扱いについては、判然としない。

浅野長晟が支配する領内の高野山は、治外法権的なアジールでもあり、豊臣家の家臣や大坂落人が逃れる場所としては最適だったようである。彼らは単に逃れるだけでなく、高野山の諸寺院に預物を託した。<sup>(21)</sup>幕府はいち早くそうした事情を察し、厳しい追及の手を伸ばした。高野山側が大坂落人や預物の探索を拒否せず、協力的だったのは、もはやアジールとしての機能が喪失しつつあったからだろう。こうして、多くの大坂落人は捕縛されたのである。

## 二 畿内諸寺院の対応

紀州高野山では幕府の要請もあり、浅野氏が大坂落人や預物の探索を執拗に行ったが、おおむね畿内の寺院でも同様の探索が行われた。とりわけ山城は古い寺院が多く、探索の対象になった。山城の清水寺では、次のとおり大坂落人らの預物を隠し置かないことが申し合わされている。

〔史料3〕

今度、大坂落人・同大坂衆ノ預物等隠置申間敷候、自然違法度<sup>ヲ</sup>於隠置申<sup>ニ</sup>者、此衆々として即公儀へ可申上候、於違此旨少も申<sup>ニ</sup>ハ、観音・地主権現之可蒙御罰候、為其申合状如件、

慶長貳拾年

執行

五月 日

桂賀丸 (花押)<sup>(22)</sup>

大坂夏の陣後の落人探索について (渡邊)

大坂落人と大坂衆の預物を隠し置かないことを定め、これに違反した場合は幕府に報告するとしている。大坂落人とは豊臣方の牢人たちを指し、同大坂衆とは豊臣家の家臣で、落人になった者を意味すると思われる。「清水寺文書」のなかには、幕府からの預物に関する通達は残っていないが、早々に寺内で自発的に対応がとられたのである。大坂落人については、ほかの寺社でも探索が行われた。京都所司代・板倉勝重は、石清水神社の神主に次の書状を送っている。

〔史料4〕

尚々、福長十太夫、福持庄右衛門此兩人可申候、以上、

急度申入候、其地喜右衛門と申者、大坂落人矢野(衍)五左衛門と申者抱置候由、訴人御座候間、急度被 仰付、五

左衛門不致欠落様ニ可被仰付候、竹越山城致相談可申入候へ共、右之訴人申様、早々可申入由申候間、先々以使  
者申入候、恐惶謹言、

(板倉)  
板伊賀守

五月廿八日  
(慶長十五年)

勝重 (花押)

田中殿  
(23)

内容を確認しておこう。喜右衛門なる者が、大坂落人の矢野五左衛門を抱え置いている話を聞いた。喜右衛門については不詳であるが、石清水神社の領内の者であろうか。そのことを訴える者がいたので、五左衛門が逃げ出さないよう、石清水神社の神官である田中氏に申し付けた。竹越山城とは、尾張藩徳川義直の付家老を務めた竹越正信のことであろう。勝重は正信に相談をしているところであるが、早々に田中氏に申し入れたほうがよいとのことなので、まず使者をもって申し入れるとしている。その使者が福長十太夫、福持庄右衛門の二人であった。

大坂落人が潜伏しているのであれば、早々に捕縛すればよいものであるが、潜んでいたのが神社であったため、難しい事情があったのだろうか。やはり、アジュールということが少なからず影響していた可能性がある。

河内国の観心寺にも、幕府から大坂落人の探索が命じられていた。慶長二十年に比定される五月十日の甲斐庄正房の書状（観心寺惣申宛）によると、幕府の意向として大坂城に籠城した者、預物、女子の探索を命じられたことがわかる。<sup>(24)</sup> 少しでも隠し置くことがあれば、「寺中之大事」であるとまで述べ、二・三日中に調査に赴くと述べている。同時に、戦争のため避難していた百姓の帰還を命じ、重ねて大坂落人を逃がすと大変なことになると脅している。相手が寺院であつても容赦はなかつた。

甲斐庄正房は関ヶ原の戦いで降参から家康に仕え、徳川家の親衛隊の「大番」の組頭を務めていた。大坂夏の陣後には、河内国錦部郡で二千石の知行を与えられた。大坂の四天王寺の造営奉行を務めたことでも知られる。ここでは自発的な大坂落人の摘発を求めるとともに、自らが調査に行くこと脅している。幕府の探索が本気だったことを示している。

大坂落人らを警戒するという事情があつたので、人の往来には大変注意が払われた。たとえば、河内国の金剛寺には、次のような史料がある。

〔史料5〕

以上

河州天野山之坊主連三人、上様江為御礼参、被罷帰候之条、上下卅三人無相違可御通候、恐々謹言、

卯

成瀬隼人正（正成）

五月十五日（慶長二十年）

（花押）

大坂夏の陣後の落人探索について（渡邊）

京々天野迄路次中

御陣衆<sup>(25)</sup>

発給者の成瀬正成は、のちに尾張藩の付家老を務めた人物である。内容は金剛寺の僧侶が家康のもとにお礼として訪問したのであるが、帰る際に上下三十三人が間違ひなく通行できるよう、京都から天野までの路次中の徳川方の御陣衆に依頼した過書である。御陣衆に宛てたところを見ると、これが単なる通行許可書でないのは明らかである。

五月十五日と言えば、大坂の陣が終わってから一週間程度しか経っていない。徳川方では大坂落人を探索していたので、当然、僧侶であつても中に落人が交じっていないか警戒したはずである。金剛寺では僧侶が無事に京都から天野までの路次を通過できるよう、あらかじめ成瀬氏に過書の発行を依頼したと考えられる。

大坂落人を探索している以上、宿に人を泊めることも警戒された。慶長二十年五月十一日、浄土宗の僧侶で家康が帰依した廓山和尚は、秀道なる人物に書状を送った。<sup>(26)</sup>内容は大坂落人に宿を貸すことは法度なので、いかなる人が参つても宿泊させてはならないというものである。大坂落人が宿屋に泊まれないと、普通の住人に一宿をお願いしたのだから、頼まれた住人は大坂落人か否か確認できないので、誰も泊まらせるなということになる。このように、幕府はあらゆる手段を使って、大坂落人を追い詰めたのである。

右のように、大坂夏の陣の終結後は、高野山だけでなく畿内の寺社でも執拗な大坂落人の探索が行われた。むろん畿内だけでなく、実際は多くの寺社で同様の探索がなされたと想定しなくてはならないだろう。やがて大坂落人の探索は、戦国各地の諸大名の領内にも広がりを見せる。

### 三 諸大名の対応

史料1のとおり、慶長二十年五月十二日に幕府から諸大名などに対して、大坂落人の探索などが命じられた。幕府の命令によって、諸大名は大坂落人の探索に腐心しなくてはならなくなった。ここでは、その事例を検討することにしよう。

肥前の鍋島氏に送られた次の史料は、幕府が大坂落人の探索を命じた典型例になると考えられる。

〔史料6〕

猶以、今度男女濫妨大坂外之者をハ、無異儀帰候様ニ可被仰付候、以上、

急度申入候、今度大坂外之落人、御領分へ罷越ニ付、男女幼者ニ不限召搦、可被成御上候、不及申候得共、船口堅御改専一存候、若隠置人於有之ハ、曲事ニ可被仰付候間、可被入念儀肝要候、恐々謹言、

五月十二日

(慶長二十年)  
土井大炊助

(利勝)  
酒井雅楽頭

幕府の命令とは、大坂落人が鍋島氏の領分に落ち延びたので、男女または幼子に関わらず、絡め捕って連行することだった。船口を改めるといふのは、大坂落人が船を利用して入国することを想定してのことである。史料の末尾は、大坂落人を隠し置く人がいれば、曲事になると仰せ付けてほしいと結ばれている。土井利勝と酒井忠世が同様の命令を發し、その意を受けて大坂落人の探索を行った例は、島津家でも確認できる。<sup>(28)</sup> わずか数日の間に、大坂落人は九州方面に逃亡したのである。

ここで注目すべきは、「男女幼者」という文言であろう。これまでは単に「大坂落人」としか書かれていなかったが、

大坂夏の陣後の落人探索について(渡邊)

「男女幼者」とはどういうことなのだろうか。「男女幼者」には、牢人の男子に加え、妻や子供が含まれていると考えられる。もう一つは、大坂城内（惣構のうち）あるいは周辺に起居していた民間人（非戦闘員）の可能性も否定できない。大坂夏の陣後、大坂城は焼け落ち、周辺の町や村落も荒廃した。「男女幼者」の文言は、大坂城周辺の復興のために、彼ら民間人（非戦闘員）を大坂に還住させることを狙ったものと推測される。「猶以」以降の文言は、そのことを示唆している。つまり、この場合の大坂落人とは、武将ではなく民間人を指すと考えられる。

幕府の命を受けて、各地の大名は大坂落人の探索に奔走した。津山藩の森氏、岩国藩の吉川氏、小倉藩の細川氏などは、史料でその例を確認することができる。とりわけ森氏の場合は、「國中能々穿鑿仕」というほどの念の入れようだった。小倉藩では、女性であっても述べており、探索は相当厳しかった様子をうかがうことができる。各大名は、幕府の命令に従順に従っていた。

次に、『家忠日記増補』慶長二十年六月十四日条に載せる、土井利勝・酒井忠世の連署状を掲出しておこう。

〔史料7〕

急度申入候、従去々年当春迄之間<sup>ニ</sup>、領分大坂奉公<sup>ニ</sup>罷越候者於有之者、<sup>（注進）</sup>注交名、可被成言上候、今度在所へ罷帰者可有之候、於然者、可被措置候、若行末不相知、妻子計残置候者、彼妻子不致欠落様<sup>ニ</sup>可被仰付候、妻子無之候ハ、いかようなる親類御座候と、具<sup>ニ</sup>御書付御上ケ可被成候、委細御報ル可承候、恐惶謹言、

六月十四日<sup>（慶長二十年）</sup> 土井大炊助<sup>（前略）</sup>

酒井雅楽頭<sup>（注進）</sup>

この連署状とほぼ同趣旨のものは、島津家にも残っている<sup>（33）</sup>。史料6では単に大坂落人の徹底した探索を命じているが、史料7はいささか趣が異なっているようである。一つ目は「従去々年当春迄之間<sup>ニ</sup>、領分大坂奉公<sup>ニ</sup>罷越候者

於有之者」とあるように、去々年（慶長十八年）から慶長二十年春までに領内から大坂（＝豊臣方）へ行った者についてのみ、捕縛する対象になっている。後述するとおり、大坂冬の陣が勃発した前年の慶長十八年が基準になった理由は、よくわからない。

二つ目に本人が行方知れずの場合は、妻子が逃げ出さないように措置し、妻子がいない場合は親類の名前を報告するように求めている。この措置は妻子や親類を人質とし、本人を捕縛しようとしたものであろう。後藤又兵衛が細川家から出奔した際、又兵衛の妻子や親類の探索が行われた。<sup>(34)</sup> その措置と同じことと考えられる。

要請を受けた島津氏では、早速、同様の手配を行っている。その際、種子島など七島をはじめ、琉球までも難く申し遣わすことにしている。<sup>(35)</sup> これは、薩摩に逃亡したとされる、豊臣秀頼らを意識したものであろうか。<sup>(36)</sup> 実は、大野治房が船に乗って逃亡したとのことで、琉球に逃れたのではないかという噂があった。そこで、幕府は島津氏に対して、治房の入念な探索を依頼していた。ところが、この話に疑念があったのも事実である。現時点で、大坂の陣後の治房の行方は知られておらず、没年も不詳である。

右の状況と同じく、細川氏の小倉藩領内でも対応がとられた。<sup>(37)</sup> 細川氏は幕府の命を受けながらも、大坂から入国した者はいないだろうとしていた。しかし、若党については可能性があるので、念を入れて探索するように指示している。若党とは武家奉公人の一種であって、主人の身边に仕えた若輩の侍を意味した。念のために、細川氏は下級の武家奉公人の彼らについての探索を命じたと考えられる。

史料7に関連して註（37）史料で注目すべきは、大坂（＝豊臣方）が謀反を企てたのは、慶長十八年二月からという幕府の命に言及した点である。奇しくも「御取合已前之儀ハ、不心付候二付、不知候間」と大坂冬の陣以前のことには承知していないことに触れ、よくよく念を入れて大坂落人を探索するように命じている。念のため慶長十八年二月

に何らかの画期があったのか調べてみたが、特に気になるような出来事は見つからなかった。そのほか幕府の命のとおりに、大坂落人の妻子や親類がいれば、報告を求めている。

幕府の命令以外については、大坂町人の預物の徹底した探索を命じている。大坂の陣の折には、大坂町人が盛んに大坂城に入入りしていた。細川氏は、大坂町人が大坂落人の預物を保管している可能性があると考えたからだろう。か。関連して、大坂（＝豊臣方）に米を売った者、下人を大坂城に籠城させた者についても探索の対象としている。さらに女が他国から出入りすることも、大坂落人が隠れたり出入りしている時分でもあるので、固く禁止をした。

大坂落人を発見した場合は、男女にかかわらず捕らえ、厳重に監視をすることが求められた。大坂落人を見つけても討ち果たしてはならないことも徹底された。このようにして、細川氏の藩内では幕府の命令だけでなく、独自の命令も加えて、大坂落人の徹底した探索を申し付けたのである。

土佐藩においても、山内氏は領内の大坂落人の探索を徹底して行った。慶長二十年閏六月七日、土佐の山内忠義は本多正信らに捕縛した大坂落人の名簿を提出した。<sup>(38)</sup> 大坂落人とは、土佐国を出奔して大坂城に入城した面々である。対象となったのは、不破左近、稲葉清六、岡田縫殿、南部太郎左衛門、本山二郎右衛門、西川助太夫、浅井熊之介の七名である。彼らのうち、一部の経歴を確認しておこう。

岡田縫殿は慶長十九年七月に山内家を出奔し、翌慶長二十年に大坂城に入った。南部太郎左衛門は、慶長十九年三月に大坂城に入った。ほかにも大坂冬の陣の開戦前の時点で、大坂城に入つたことがわかる。西川助太夫は慶長十九年七月に江戸で土佐藩の新参として召し抱えられたが、国元へ帰したときにそのまま大坂城に入ったという。稲葉清六は慶長十八年九月に山内家中から召し放つたが、そういう給人までも捕えている。つまり、領内の大坂落人の探索は、かなり念入りに行われていたことが判明する。



#### 四 大坂落人の赦免

このように幕府は各地の大名に領内の大坂落人の探索を命じたが、「大坂古参」については、次のとおり召し抱えてもよいと判断された。大坂夏の陣が終結してから、わずか約四ヵ月後のことである。

〔史料8〕

急度申入候、大坂古参之者ハ、望次第可被相抱之旨、上意ニ而候間、可被成御心得候、不及申候へ共、右之他新参之者ハ御無用候、恐々謹言、

元和元年 安藤対馬守

八月廿四日 重信判

土井大炊助

利勝在判

板倉伊賀守

勝重在判

本多上野介

正純在判

嶋津陸奥守(在判)

人々御中(39)

大坂夏の陣後の落人探索について(渡邊)

〔表〕新参、古参の考え方

区分	古 参	新 参
①	慶長18年 2月→	慶長19年10月→
②	慶長18年 2月→	慶長20年 4月→
③	←慶長18年 2月	慶長18年 2月→

ただし、「新参之者ハ御無用候」とあるように、「大坂新参」を召し抱えることは相変わらず禁止された。この場合の新参と古参については、どう考えるべきなのだろうか。一つ目の考え方としては、慶長十八年二月以降に大坂城に入った者を「古参」、大坂冬の陣が開始された慶長十九年十月初後に大坂城に入った者を「新参」とするものである(表①)。

二つ目の考え方は、慶長十八年二月以降に大坂城に入った者を「古参」、大坂夏の陣の開始前後に大坂城に入った者を「新参」とするものである(表②)。三つ目の考え方は、豊臣家に譜代として仕えていた者を「古参」、慶長十八年二月以降に豊臣家に仕官した者(牢人含む)を「新参」とするものである(表③)。史料8では、その辺りを明確に区分していないので、今後の検討課題でもある。

元和元年(一六一五)八月二十六日、板倉勝重は「大坂古参之衆」の今枝勘右衛門、津田平左の二人について、どこへ仕官しても差し支えないという内容の書状を發した。<sup>40</sup>今枝勘右衛門はもとも織田信忠に仕えていたとされ、のちに豊臣秀吉に仕官した。秀吉から河内、近江に所領を与えられたが、関ヶ原合戦以降の動向は不詳であり、豊臣方に仕えた時期は不明である。<sup>41</sup>津田平左については、詳しいことがわからなかった。「新参」「古参」の区分については、今後、事例を集めて検討すべき課題であろう。

また、ほかにも次のような史料がある。

〔史料9〕

以上

大坂古参奉公人青木千松、京町中何方成共、借家不苦者也、

卯九月六日(新元)

板伊賀(勝重)  
④

内容は、大坂古参の奉公人である青木千松が、京町のどこで借家を借りようとも許可するというものである。青木千松については、詳しくわからない。当時、京都に牢人が家を借りることは難しく、特に大坂の陣終結後は、管理の対象になっていた。<sup>(43)</sup> 基本的には、京都所司代の許可が必要だった。ただし、こうした許可証は一方的に牢人へ与えられるとは考えられず、本人の申請に拠るものだったと考えられる。

一方で、元和五年になっても、幕府は奈良の春日社で大坂落人を隠していないか、奈良奉行の中坊氏に対して探索を命じている。<sup>(44)</sup> この場合の探索の対象は、新参の大坂落人になると考えられる。大坂古参を早い段階で許す一方で、大坂新参には執拗な探索が続けられたのである。

右のように長らく大坂新参の探索が行われたが、次に示す史料のとおり落人の探索は打ち切られた。

〔史料10〕

已上

一筆申入候、大坂新参牢人、拾年以前之義二付、被成 御赦免候、御手前<sup>二</sup>被召置度者をハ、不苦候間、可被成 御抱候、勿論御領分之内、其身任覚悟、何方<sup>二</sup>有付候共、無相違可被差置候、恐惶謹言、

元和九年 板倉周防守

閏八月廿八日 重宗 (花押)

浅野但馬守様<sup>(45)</sup>  
人々御中

大坂の陣は十年前に終わったことなので、大坂新参を赦免し、召し抱えることを許可したものである。十年という

大坂夏の陣後の落人探索について (渡邊)

基準の根拠が明確ではないが、この段階において大坂落人のうち新参の探索は終了した。右は浅野氏の事例であるが、ほぼ全国に発布されたと考えられる。この時点で、大坂の陣は完全に終結したことになる。

## おわりに

最後に、ここまで述べてきたことを簡単にまとめておきたい。

大坂夏の陣後、落人の探索が行われたのは、長宗我部盛親のような大物武将を捕らえるとともに、戦死したと思いき真田信繁ら有力武将が生存していないか確認することが第一義だった。これは、慶長五年九月の関ヶ原合戦後、奥川家康が諸将に命じ、西軍の主要な武将の捕縛を命じたのと同じことである。特段、珍しいことではない。

家康は畿内の寺社などに対して、大坂落人やその預物の探索を命じた。この意味は、有力な武将に止まらず、下々の武将までも捕縛し、豊臣方に与した者を許さないという、強い意思を内外に知らしめたものと解される。同時に預物を没収し、恩賞の一部に充てようとしたと考えられる。

諸大名に対しては、大坂方の武将の落人当人だけでなく、当人の妻子さえもが捕縛の対象となった。また、大坂城の内外に住んでいた民間人が各地に逃れたため、それは人返しの対象になったと推測される。つまり、大坂落人とは単に豊臣方の武将だけでなく、内容によっては民間人を含んだものと想定してよいだろう。

元和五年になると大坂方の古参は許され、元和九年には同じく新参が許された。ただ、古参、新参の区分については、今後の課題である。

冒頭に記したとおり、大坂の陣の研究は少ないが、残存する史料は概して多いといえる。これまでの大坂の陣と言

えば、華々しい武將の活躍に焦点が当たりがちだったのでないだろうか。しかし、大阪の陣前後の政治状況はもろんのこと、未だ解明されていないテーマは多々あるように思える。本稿は大坂落人を取り上げたものであるが、今後、大坂の陣をめぐる研究を少しずつ進めていく所存である。

## 註

(1) まとまった概説書としては、岡本良一『大坂冬の陣夏の陣』(創元社、一九七二年)、二木謙二『大坂の陣―証言・史上最大の攻防戦―』(中公新書、一九八三年)、笠谷和比古『戦争の日本史17 関ヶ原合戦と大坂の陣』(吉川弘文館、二〇〇七年)、拙著『大坂落城 戦国終焉の舞台』(角川学芸出版、二〇一二年)、曾根勇二『敗者の日本史13 大坂の陣と豊臣秀頼』(吉川弘文館、二〇一三年)、などがある。本稿の主題に即した研究は乏しく、大阪城天守閣編刊『浪人たちの大坂の陣』(二〇一四年)が関係史料を紹介し、解説を施している。

右のほかには、近年の堀智博「大坂落人高松久重の仕官活動とその背景―戸村義国との往復書簡を題材として―」(『共立女子大学文芸学部紀要』六二号、二〇一六年)、同「豊臣家中からみた大坂の陣―大坂落人浅井一政の戦功覚書を題材として―」(『共立女子大学文芸学部紀要』六三号、二〇一七年)、同「大坂の陣後における幕藩関係―後藤又市関係史料を題材として―」(『日本歴史』八四三号、二〇一八年)などが注目される。

現在、慶長・元和期の研究(政治史、経済史など)は中世と近世の狭間にあつて、なかなか研究の対象になりづらい側面がある。後述する史料の翻刻の問題と併せて、克服されるべき課題であろう。

(2) 大坂の陣の史料については、大阪市史編纂所・大阪市史料調査会編『新修大阪市史 史料編第五卷 大阪城編』(二〇〇六年)、東京大学史料編纂所編『大日本史料 十二編之十五―二十』(東京大学出版会、一九二一―一九一八)がある。地方自治体史の史料編などは、慶長・元和期の史料を収録している例が少なく、それが研究の停滞の一員になっているのかもしれない。むろん、未翻刻の史料も多数ある。

大坂夏の陣後の落人探索について(渡邊)

- (3) 大坂の陣前後の牢人の動向については註(1)の堀氏の研究のほか、一般書ではあるが、拙著『牢人たちの戦国時代』(平凡社新書、二〇一四年)がある。
- (4) 紀伊国一揆の概要については、速水融「紀州北山地方の検地と一揆」(同『近世初期の検地と農民』知泉書館、二〇〇九年)などを参照。
- (5) 以下の内容は、『本光国師日記』慶長二十年五月九日条による。
- (6) アジールとは、犯罪人や奴隸などが過酷な侵害や報復から免れるため、逃げ込んで保護を受ける場所のことで、日本では寺社が多かった。そこに逃げ込んだ者は保護され、世俗的な権力も侵すことができない聖なる地域、避難所とされていた。さしあたりアジールについては、網野善彦『網野善彦著作集 第12巻 無縁・公界・楽』(岩波書店、二〇〇七年)を参照。
- (7) 以下の内容は、『本光国師日記』慶長二十年五月十四日条による。
- (8) 『本光国師日記』慶長二十年五月十六日条。
- (9) 「上村觀光氏所蔵文書」(『大日本史料』第十二編之二十)。
- (10) 『本光国師日記』慶長二十年閏六月十四日条。
- (11) 『寛永諸家系図伝』五八、九九二、一〇二五。
- (12) 『寛政重修諸家譜』七四七など。
- (13) 『本光国師日記』慶長二十年五月十七日条。
- (14) 『大日本史料』第十二編之二十所収。
- (15) 『本光国師日記』慶長二十年五月十九日条。
- (16) 『本光国師日記』慶長二十年五月二十二日条。
- (17) 『本光国師日記』慶長二十年八月二十八日条。
- (18) 「高野山文書」(『大日本史料』第十二編之二十)。

- (19) 「浅野家旧記」(『大日本史料』第十二編之二十)。
- (20) 「浅野文書」(『大日本史料』第十二編之二十)。
- (21) 高野山では幕府による執拗な探索により、さまざまな悪事が露見した。同年七月十日、高野山に悪僧がおり、宝性院の什物を隠し置いていたことが発覚した。そこで、幕府が秋元泰朝と杉浦正次を派遣し、物改めを行うなどしたところ、財宝や武器が隠し置かれていたという。そのとき宝性院の深覚が出奔し、嗟峨あたりに潜んでいたとある。深覚は大坂落人を匿い、財物を貯め込んでいたのである。以上は、『駿府記』「三宝院文書」『高野春秋』(『大日本史料』第十二編之二十)より。
- (22) 「清水寺文書」三号(『清水寺史』第三卷・史料)。
- (23) (慶長二十年) 五月二十八日板倉勝重書状(『大日本古文书』石清水文書之三 一一〇六号)。
- (24) (慶長二十年) 五月十日甲斐庄正房書状(『大日本古文书』観心寺文書 六六五号)。
- (25) (慶長二十年) 五月十五日成瀬正成過書(『大日本古文书』金剛寺文書 三八八号)。
- (26) 「筆跡類聚」(『大日本史料』第十二編之二十)。
- (27) 「鍋島勝茂譜考補」(『大日本史料』第十二編之二十)。
- (28) (慶長二十年) 五月十六日山口直友書状(『大日本古文书』島津家文書之二 一〇〇八号)。
- (29) (慶長二十年) 六月二十八日森忠政書状(『八塔寺文書』三号『岡山県古文书集』第三輯)。森氏と大坂の陣については、拙稿「津山藩と大坂の陣―『森家先代実録』の記載を中心に―」(『研究論集』歴史と文化 二号、二〇一八年)を参照。
- (30) (慶長二十年) 五月晦日吉川広家書状(『大日本古文书』吉川家文書別集 五九二号)。
- (31) 「細川家記」(『大日本史料』第十二編之二十)。
- (32) 「家忠日記増補」(『大日本史料』第十二編之二十一)。
- (33) 「薩藩旧記増補」(『大日本史料』第十二編之二十一)。
- (34) 出奔した後藤又兵衛の妻子や親類が細川家に捕らわれたことは、拙稿「平人後藤又兵衛基次考」(『十六世紀史論叢』五号、

大坂夏の陣後の落人探索について(渡邊)

二〇一五年)を参照。なお、註(3)堀智博「大坂の陣後における幕藩関係―後藤又市関係史料を題材として―」も参照。  
(35) 以下、「薩藩旧記増補」(『大日本史料』第十二編之二十一)による。なお、島津家久が琉球の中山王に幕府の意向を伝え、大坂落人の探索に協力を求めたことは、「薩藩旧記増補」(『大日本史料』第十二編之二十二)を参照。幕府が大坂落人の逃亡先を  
広範囲に設定していたのは疑いない。

(36) 豊臣秀頼生存説については、拙著『真田幸村と真田丸の真実 家康が恐れた名将』(光文社新書、二〇一五年)を参照。荒唐無稽な逸話が多いが、当時でさえ秀頼の生存を信じる人がいたのはたしかである。

(37) 以下、「細川家記」(『大日本史料』第十二編之二十一)による。

(38) 「山内家四代記」(『大日本史料』第十二編之二十一)。

(39) 「薩藩旧記」(『大日本史料』第十二編之二十二)。

(40) 「蠹簡集殘篇」(『大日本史料』第十二編之二十二)。この場合の史料中の「参る」は、単に移動の自由を許可しただけの可能性もある。

(41) 高柳光壽・松平年一編『戦国人名辞典』(吉川弘文館、一九六二年)。

(42) 「徴古雑抄」(『大日本史料』第十二編之二十二)。

(43) 牢人の居住が管理の対象になっていたことは、註(1)拙著を参照。

(44) 「春日記録」(『大日本史料』第十二編之二十二)。

(45) 元和九年閏八月二十八日板倉重宗書状(『大日本古文書 浅野家文書』一二三号)。

(わたなべ だいもん・(株)歴史と文化の研究所代表取締役、博士(文学))